

平成 28 年度第 2 回北海道地域電力需給連絡会

日時：平成 28 年 6 月 7 日（火） 10:00～10:50

会場：北海道経済産業局第 1 会議室

○司会（経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課 福島補佐） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度第 2 回北海道地域電力需給連絡会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、多数お集まりいただき、ありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます北海道経済産業局 電力事業課の福島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初に、本日の出席者についてですが、お手元のほうに配付させていただきました出席者名簿および配席図で代えさせていただきますと思います。

また、配付資料につきましても、お手元の資料一覧でご確認をいただき、漏れ等があれば、挙手等いただければ事務局のほうからお持ちさせていただきます。

それでは、開催に当たりまして、主催者を代表しまして、北海道経済産業局 資源エネルギー環境部電力事業課、高橋課長から、一言ご挨拶申し上げます。

○高橋課長（経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課） 経済産業省北海道経済産業局 電力事業課長の高橋です。主催者を代表してご挨拶申し上げます。

本日は、ご多忙の中、平成 28 年度 第 2 回北海道地域電力需給連絡会にご出席いただき、お礼を申し上げます。

本連絡会構成機関の皆様には、これまで、4 年にわたり夏と冬の節電要請にご対応いただきました。多大なるご理解とご協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

さて、この 5 月 13 日に開催されました政府の電力需給に関する検討会合において、2016 年度の夏季の電力需給対策が決定されました。

これによると、北海道電力管内においては、需要が増加する 7 月から 9 月までの間、15%以上の供給予備率が確保できる見込みとなっております。また、全国的にも電力の安定供給に最低限必要な供給予備率 3%以上を確保できる見通しとなっております。このことから、今年の夏については、政府は節電要請を行わない決定としております。

しかしながら、火力発電所の計画外停止は増加傾向にあり、大規模な電源脱落が発生した場合など、供給力不足のリスクがあることに十分留意が必要な状況でございます。このような状況のもと、政府は万が一、電力需給がひっ迫する場合の備えとして、電力会社に対して、火力発電設備等の保守・保全の強化の要請や産業界や一般消費者と連動した省エネキャンペーンなど様々な対策を引き続き実施することとしております。

本日まで参加の各構成機関の皆様には、現下の電力事情に鑑み、引き続き政府の取り組みにご理解と省エネ対策を通じた節電への協力をお願いしまして、主催者を代表しての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、早速、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

議事の 1 番目、政府の電力需給対策についてということで、北海道経済産業局 電力事業課の高橋課長のほうからご説明をお願いいたします。

○高橋課長（経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部電力事業課） 座ったままご説明させていただきます。

資料 1-1 をご覧ください。

これが先ほど挨拶で申し上げました、5月13日に決定しました夏季の電力需給対策でございます。この電力需給対策につきましては、経済産業省の総合資源エネルギー調査会に、電力需給検証小委員会を設置しまして、そこにおいて第三者による検証を行っております。その検証を踏まえて、電力需給に関する検討会合において、この電力需給対策が決定されたということでございます。その中身が1ポツ以降に書いております。

まず、下のほうに表が二つ並んでおりますが、上の表をご覧ください。最も厳しくなるのは8月ということなのですけれども、その8月の全国の電力需給見通しの表です。左側に北海道という欄がございます。供給力が515万kWに対して、最大電力需要の予想が428万kW。従いまして、予備力は87万kW、率にすると20.2%ということでございます。

右側には、全国の電力会社の供給予備率等が書いてございます。右側にずっと見ていただくと分かりますと思うのですけれども、どこの電力会社においても、電力の安定供給に最低限必要と言われております予備率が3%以上を確保されているという状況でございます。

昨年度は、二つの電力会社において、単独ではこの3%を達成できない、電力間の融通をもって何とか3%という状況でございましたが、節電も進んできたということだと思いますけれども、今年の夏においては、どこの電力会社においてもこの3%以上を上回っているという状況です。こういった中、政府としては、昨年行ったような節電要請は行わないということを決断しております。

しかしながら、引き続き火力発電所における震災特例等による定期検査の繰り延べというのもやっておりますし、震災前に長期停止した火力発電所の稼働等を前提にしているということです。火力発電所に大きく依存している中、大規模な電源脱落、それから想定外の気温の上昇、こういったことがございますと、供給力の不足に、そのリスクがあるということに十分な留意が必要という状況にあるということです。こういった中、この夏についても電力需給対策は必要ということでございます。

その中身はどうなっているかと申しますと、2ページ。ページめくっていただければと思います。2ポツ1に書いてるのがこの夏の政府の電力需給対策ということでございます。

上から順に説明させていただきますけれども、まず(1)需給ひっ迫の備えということで、4項目挙げてございます。

一つ目としましては、発電所の計画外停止のリスクを最小限にすることが供給力を確保するために必要ということでございまして、各電力会社に対して、発電設備等の保守・保全の強化を要請しております。

同じく、電力会社に対しては、③ディマンドリスポンス等、需要面での取り組み、これを促進してくださいということも要請しております。

さらに②電力広域機関に対しても、電力各社の需要状況、改善する必要があると認められる場合ということでございますが、そういった場合には、速やかにその融通を指示するなど必要な対策を講じてくださいということをお願いしております。

さらに④産業界や一般消費者と一体となった省エネキャンペーン等を実施し、2030年度に向けた徹底した省エネの取り組みを進めているという中身になっております。

さらに(2)で、ひっ迫に備えた情報発信ということで、電力需給の状況、それから、電力事情について積極的に情報発信、情報提供をやっていこうというのが①でございます。

さらに②でございしますが、いま申しましたような対策をやったにも関わらず、その電力需給のひっ迫が予想される場合ということですが、その際には、需給ひっ迫警報を発出し節電の協力を要請する

ということにしております。

これが、政府が決定したこの夏の電力需給対策ということでございます。

今、説明させていただきました(1)の④のところに省エネキャンペーン等という言葉が書いてございますが、この代表的なものが資料の1-2に書いてございます夏季の省エネ対策というものです。ちょっと厚い資料になっておりますので、ポイントを説明させていただきたいと思っております。これはつい先だって、5月31日、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において決定されたものということです。

1ページ目については、その必要性和国が何をやっているかということが書いてございます。必要性のところに書いておりますのは、オイルショック以後のエネルギー消費量が民生部門で大幅に増加していると。ここではさらなる省エネ対策が必要ということと、それから、化石燃料の市場価格ですが、ここについては、中長期的に見ると上昇圧力が依然として高い状況にあるということ。さらには世界で、地球温暖化という共通の課題がございまして、国内外のエネルギー効率の改善を一層促進することが必要である。こういった背景がある中、我が国は何をやっているかということ、昨年7月ですが、総合資源エネルギー調査会において、長期エネルギー需給見通し、エネルギーミックスを決定しまして、ここの中において、徹底した省エネを推進しようという話にしております。

さらには、本年の5月13日ですが、地球温暖化対策計画および政府の実行計画というものを閣議決定し、地球温暖化対策の中でも徹底した省エネ対策を進めていくこととしております。

ここら辺を実現、達成するために、最後の3行にあります、「政府自らが率先して省エネに取り組むとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進する」ということを決定しております。

では、その中身は何だというのが2ページ以降に書いてございます。

一つ目として、国民運動の展開ということで、下のほうに小さなボツが幾つか並んでございます。例えば「COOL CHOICE」というような言葉が書いてございますが、これは昨年からやっているもので、こういった国民運動を展開していこうというのがこのページに書いてあることです。

さらに3ページ以降になりますと、産業界等に対する周知と協力要請ということで、3ページから6ページまで書いてございます。中身のご説明については、ここでは省略させていただきます。7ページ以降、7ページから11ページになりますか、ここは要するに政府自らの取り組みということで、これを率先してやっっていこうと、こういった中身でございます。

資料1と資料2について、まとめて説明させていただきますけれども、今年の夏は去年と比べますと節電が進んできたということで、電力需給に関しては、昨年ほどはひっ迫している状況は無い。このような中、昨年やったような節電要請は行わないのだけれども、供給力不足のリスクある中、電力対策は行わなくてはいけない。電力会社、それから、広域機関にも協力を要請していますし、国としては省エネキャンペーン等を実施しながら、産業界、それから一般消費者と一体となった形で省エネという形の中で節電もやっていただきたいと、そういうご協力をお願いしているという状況でございます。

私から、政府の電力需給対策、それから省エネ対策についてご説明させていただきました。

以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

ご質問についてなのですが、全ての議事が終了した後にもまとめてお受けしたいと思っております。

続きまして、議事の2番目、今夏の需給見通しについてということで、北海道電力 工務部系統運用グループの米岡リーダーからご説明をお願いいたします。

○米岡リーダー（北海道電力工務部系統運用グループ） 北海道電力 工務部系統運用グループ、米岡でございます。

本日お集まりの皆様方におかれましては、日頃より、節電に対して多大なるご協力をいただき、この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げます。

それでは、今年の夏の電力需給見通しにつきまして、4月28日の第1回の連絡会においてご説明したものでございますけれども、本日も簡単にご説明させていただきます。

それでは、座って説明させていただきます。

では、今夏の電力需給見通しにつきまして、まず1ページ目をご覧ください。

まず、今夏の最大電力は428万kWと想定しております。この想定には、経済活動やお客様の動向による需要減として-37万kW、お客様のご協力による定着した節電として-42万kW、猛暑による需要増として+16万kWを見込んでおります。

次に、2ページ目をご覧ください。こちらは、これまでの節電量について、2012年度から2015年度の夏の実績と、この夏の想定を表したものでございます。

この夏の定着した節電量の想定は、皆様をお願いいたしましたアンケートにおいて、86%のお客様が引き続き節電にご協力いただけるという結果に基づき、昨年の実績49万kWにその86%を乗じた42万kWを見込んでございます。

続きまして、供給力についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

弊社の火力発電設備は、ガスタービンである音別発電所と緊急設置電源を除いて12基ございます。このうち、運転開始から40年を超える、いわゆる老朽火力が3基ございます。泊発電所が全台停止する中、この冬も酷使し続けざるを得ない状況が続きました。表にありますとおり、不具合が顕在化したまま運転を継続しているユニットもあり、安定運転確保のためにはユニットの補修が必要となっております。

4ページをご覧ください。

今年度におきましても、全ての定期点検や補修を行うと安定供給に必要な供給予備率を確保できないことから、苫東厚真4号機と、奈井江2号機につきましては、震災特例措置によるタービンの定期点検延長申請を実施した上で、優先度の高い、表に記載しておりますユニットの定期点検等を実施する計画です。

次に、5ページをご覧ください。

ここでは、先ほどご説明しました定期点検に加えて、この春に実施した短期の点検・補修をお示ししてございます。4月28日時点では、このような計画ということでお示ししてございまして、4月、5月については、おおむね予定どおりに進んでおります。ただ、皆さんご存じのように、伊達発電所の1号機が、先日トラブルで停止しまして、その影響で6月につきましては、この補修を予定どおりできるか、現在検討中でございます。

6ページと7ページに、この春、実施する補修計画をまとめましたけれども、本日は説明を省略させていただきます。

次に、8ページをご覧ください。

こちらはその他の供給力対策の取り組みを記載してございます。これまで同様、緊急設置電源の継続設置や、火力発電所の増出力運転、また、道内の自家発電設備を保有のお客様から電力を購入することで供給力の確保に努めてまいります。

続きまして、今夏の電力需給見通しと節電への取り組みについてご説明いたします。9ページをご覧ください。

こちらの表は、これまでにご説明した需要と供給力に基づいた今夏の需給バランスです。今夏は15%以上の供給予備力を確保可能な見通しです。最低限必要な3%以上の供給予備力は確保しており

ますが、泊発電所の停止に伴う火力発電設備の高稼働が続くとともに、計画どおりに定期点検が実施できていない状況にあることから、今後も計画外停止の発生が懸念されます。仮に当社最大の火力発電施設、火力発電機が計画外停止した場合には、北本連系設備からの受電が必要な状況となるため、発電設備の保守・点検の強化等、可能な限り設備保持に継続して取り組んでまいります。

次、10 ページをご覧ください。

こちらは、今夏における需要対策に向けた取り組みを示してございます。万が一の需給ひっ迫に備え、当社の要請により、電気の使用を抑制、または中止していただく随時調整契約や、当社の要請により、さらなる節電にご協力いただく緊急節電要請スキームのご加入をお願いしてまいります。

11 ページをご覧ください。

こちらには、節電 PR 関係の項目を掲載してございます。お客様にご協力いただけますよう、これまでに引き続き、よろしく願いいたします。

最後に 12 ページをご覧ください。

こちらには、これまでの内容をまとめてございます。需要面では、2010 年度並みの猛暑を前提に、これまでお客様の継続した節電へのご協力により、需要の減少などを考慮して最大電力を 428 万 kW と想定してございます。

供給方面では、安全運転確保のために必要な火力発電設備の点検や補修について、可能な限り実施いたします。この結果、必要な予備力は確保できる見通しですが、火力発電設備の高稼働が続くとともに、計画どおりに定期点検が実施できない状況にあることから、今後も計画外停止の発生が懸念されます。最大火力発電機が停止した場合には北本連系設備からの受電が必要となりますことから、できるだけ計画外停止を抑制すべき、我々としては設備保全に取り組み、安全運転に万全を期してまいります。

また、この夏の需給見通しには、これまでと同様、無理の無い範囲での節電を見込んでございます。先ほど、政府からの要請は無くなったということではございますけれども、お客様には節電について、引き続きご理解、ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、議事の 3 番目になります。北海道経済産業局の夏季の電力需給対策の取り組みについてということで、北海道経済産業局 電力事業課の永峰補佐、エネルギー対策課の天池補佐から、ご説明をお願いいたします。

○永峰課長補佐（北海道経済産業局 電力事業課） 北海道経済産業局 電力事業課永峰です。よろしく申し上げます。

座らせていただきます。

続きまして、当局の夏季の電力需給対策についてご説明いたします。

まず、資料 3 番目の 1 ポツですけれども、北海道地域電力需給連絡会の機動的開催、先ほどご説明しました政府の需給対策では、ひっ迫に備えた情報発信を行うとともに、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は節電の協力要請を行うこととしております。このようなときに、機動的に本連絡会議を開催することとしております。

それから、次に 2 番目の省エネルギー対策ですが、(1) 夏季の省エネルギーについて、先ほどご説明しました夏季の省エネルギー対策については、本会議を通じて皆様にご案内するとともに、本日の午前中、たった今ですけれども、当局のホームページにアップすることになっております。皆様におかれましては、会員企業や関係者の方々に広くお知らせいただけますようお願いいたします。

それから、(2) 以降につきましては、先ほども案内のとおり、当局のエネルギー対策課の天池からご紹介させていただきます。

○天池課長補佐（北海道経済産業局 エネルギー対策課） 北海道経済産業局 エネルギー対策課の天池と申します。座ってご説明させていただきたいと思います。

私のほうから説明する資料としては、資料 3 と、お手元にある白い冊子の「攻めの省エネ」と書いてある資料がございますが、こちらの二つを活用させていただきながら、ご説明させていただきます。私のほうからは、専ら、企業や自治体、民間団体等々において活用できる支援策をご紹介させていただきます。

まず、資料 3-2 の省エネルギー対策のうち (2) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金というメニューがございますが、「攻めの省エネ」と書いてある白冊子の、4 ページをご覧くださいと思います。

4 ページの中に、真ん中から下段のほうに、「省エネのための設備投資をする方に」ということで、最初にエネルギー使用合理化事業者支援補助金ということがございますが、予算額としては 515 億円です。ここに書いてあるとおり、設備のリプレースや改修を支援しますということ、設備費、設計費、工事費などの 3 分の 1 を補助する制度です。エネルギーの管理にノウハウのあるエネルギー・マネジメント事業を活用して、省エネを図る場合は、総事業費の 2 分の 1 補助となっています。こちらの制度は、6 月 6 日から 7 月 1 日までの期間で、公募が行われております。

エネルギー使用合理化事業者支援補助金において、どのような事例が支援対象になっているのかというところですが、「攻めの省エネ」の資料の 5 ページ目、6 ページ目をご覧くださいと、三つほど事例がご紹介されています。ビルにおいては照明や空調やその設備更新を行うような場合であるとか、あるいは 6 ページ目に、工場などで効率の良い機器を更新するような事例、それから、三つ目の事例としましては、温泉熱を活用して排熱回収を行って、ヒートポンプを活用して、その排熱回収を行っているような場合の事例がございます。エネルギー使用合理化等事業者支援補助金は、民間企業のみならず、自治体も、支援対象となるものです。

「攻めの省エネ」4 ページに戻っていただくと、資料 3 には記載はないのですが、「攻めの省エネ」の資料 4 ページ目の一番下に、中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業ということで、こちらのほうは 27 年度補正で総額としては 442 億円でございます。27 年度補正事業は、照明や空調などの設備をピンポイントに更新したいといった場合に活用できる制度で 3 分の 1 補助となっています。こちらのほうは、対象となる設備は、照明、空調、ヒートポンプ、給湯器、変圧器、それから、冷凍冷蔵庫といったものに対して 3 分の 1 補助を行うものでございます。

先ほどご紹介したエネルギー使用合理化事業者支援補助金のほうは、設備費とか設計費、工事費の 3 分の 1 を補助するのに対して、中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業は、設備費の 3 分の 1 を対象とするもので工事費は対象外となっています。残念ながら、中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業を活用される場合には工事費は対象にはならないのですが、その分だけ、より多くの方々に制度を活用していただくということで公募を行っております。中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業の 2 次公募は既に終了していますが、7 月から 3 次公募を行う予定ですので、もしご関心のある方は、制度の公募情報をチェックいただければと思います。

設備導入支援策のほか二つの事業を御紹介させていただきます。省エネルギー対策導入促進事業ということで、こちらのほうは、同じく「攻めの省エネ」の上段の部分で、無料省エネ診断と記載されている内容を御紹介させていただきます。無料省エネ診断は、どこから省エネ対策をすれば、分からないといったような企業や自治体、あるいは NPO 法人とか社会福祉法人、医療法人といった民間団体が申込みを行った場合に随時、無料省エネ診断を行います。無料省エネ診断は省エネルギーセンタ

一が事業を実施しております。

無料省エネ診断のポイントは、大きくは二つございます。一つは、コストをあまりかけずに実行できる内容を診断で示されるということです。二つ目としては、高効率の設備投資の投資効果というのが診断できるということです。直近、手元になかなかまとまった予算が無いといったような場合には、コストをあまりかけずに実行できる内容をアドバイスいただけます。例えば、機械室の設定温度を適正化にして、換気扇の運転時間の減少というようなアドバイスや、冷蔵設備の設定温度の緩和、食品製造業なんかよくあるのですが、温度の低すぎる状態で管理をしていた場合。温度管理の適正化というようなアドバイスがいただけます。その他、ボイラーの空気比の適正化とか、蒸気配管の断熱といった実行できるような内容をアドバイスいただけます。また、高効率の設備投資の投資効果、おおよそ何年ぐらいで投資が回収できるという予測もこの事業の中でできるのが無料省エネ診断の特徴でございます。

それから、もう一つ、(4) 番で、省エネ地域プラットフォーム。同じく、右側に虎の巻の「攻めの省エネ」の資料の中で、無料省エネ診断の中、右側に、省エネ相談地域プラットフォームという事業がございますが、地域において省エネ相談などを行える体制を支援するものでございます。

こちらのほうは、公募はもう既に終了しております、全国で 15 件採択になっているのですが、北海道においては、釧路地域、釧路市、釧路町弟子屈町、鶴居村、白糠町といった、いわゆる釧路圏において、釧路・根室圏産業技術振興センターが釧路地域の食料品製造業や宿泊業、建設業、農林水産業に対して、支援チームを作って、アドバイスを行うというように伺っております。

もう一つは、道内の室蘭地域、室蘭市、登別市、伊達市のエリアで、室蘭テクノセンターが、室蘭地域の食料品製造業、建設業、各種サービス業に対して省エネ支援を実施すると伺っております。本来であれば、全道一円で釧路や室蘭地域のような体制ができれば望ましいのですが、昨年度からこの事業が始まったということもあって、釧路、室蘭以外の地域は、実施するとしても来年度以降ということになります。北海道一円でも事業を、こういった地域密着型の相談体制ができるようになれば良いと考えております。

それから、私のほうから最後になりますが、3. 事業者向けの取り組みということで、当局では「節電・省エネ事例“虎の巻”」という資料を発行しております。昨年度は、「節電・省エネ事例“虎の巻”」Vol3 として発行しています。Vol3 では、これまでの事例に昨年度、八つほど事例を追加し、省エネ取り組み事例として、ご紹介させていただいております。八つの追加事例としては、食品が二つ、金融が一つ、倉庫業が二つ、その他、サービス業、クリーニングや医療福祉、公務サービスです。「節電・省エネ事例“虎の巻”」Vol3 には、全体として約四十数件の事例がご紹介されておりますので、局のホームページ等から資料をご覧いただければと思います。

私のほうからは以上となります。

○永峰課長補佐（北海道経済産業局 電力事業課） それでは、引き続きまして、先ほどの資料 3 の裏面になります。家庭向けの取り組みということで、二つご紹介したいと思います。そのうちの一つですが、お手元に「おうちで省エネ」という冊子を配らせていただいております。何度か皆さんにご案内していますが、こちらの冊子、ご家庭の様々な場面で、具体的にどのようなことを行うことにより、どれだけの節電・省エネができるかについて紹介しております。冊子は、まだ余部がありますので、いつでも私どものほうにご連絡をいただければご提供することができますので、よろしく申し上げます。

それから、次に(2)のほうですが、この冊子の情報を若い人にも知っていただくことを目的に、スマホなどで見ることができるようアプリを作っております。詳しい内容は、皆さんにお配りした冊子の中にチラシが入っております。このアプリでは、毎月の光熱費を記録することにより、グラフ

で推移を確認できる機能や、ゲーム感覚で省エネについて学ぶことができる機能を搭載して、無料でダウンロードできるようになっております。併せてご活用いただけますよう、会員企業や関係者の方々に広くお知らせいただけますようお願いいたします。

以上で、当局の電力需給対策の取り組みについての説明を終わります。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、最後の議事になります、議事の 4 番目になりますが、北海道の夏季の電力需給対策の取り組みについてということで、北海道経済部 環境・エネルギー室の中島参事からご説明をお願いいたします。

○中島参事（北海道経済部 環境・エネルギー室） 北海道経済部 環境・エネルギー室の中島と申します。本日ご出席の皆様方におかれましては、節電をはじめ北海道のエネルギー関連の施策にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

資料の 4 をご覧いただきたいと思います。北海道のこの夏に向けての取り組みについてでございますけれども、先ほど来ご説明のありましたとおり、この夏、国からの節電要請というのは見送られましたが、需要の想定の中で節電による需要減、これが見込まれておりますので、当然のことながら、安定的な電力需給の確保に向けて節電は今や欠かせないものとなっていると我々も考えております。

こういった考え方のもと、次の三つの形で、我々としては取り組みを進めていきたいと思っております。

まず一つ目は、道民への呼び掛けということでございますけれども、広報紙「ほっかいどう」などを使って広報を行う、あるいはリーフレットを作成する。それから、「北海道 3 S キャンペーン」ということで、地球温暖化対策なのですけれども、こういった取組とも連携して、節電・省エネについて呼び掛けを行っていききたいと思っております。

それから、関係機関との連携ということでございますけれども、本日開催のこの連絡会を通じて関係団体や関係機関の皆様と連携を図りながら、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。また、各地域、14 振興局ごとに地域の電力需給連絡会もございますので、こちらの連絡会を活用して情報の共有を進めていききたいと考えております。

北海道自らが行う取組として、これまで取組んできた節電、あるいは省エネ対策、こういったものを踏まえまして、執務室内の減灯、あるいは昼休みの消灯、それから、OA 機器の待機電力の削減、エレベーターの一部停止、ナチュラルクールビズの実践、庁舎内の冷房設定の管理など、来庁者や職員に負担とならない範囲での節電にこの夏も取組んでいきたいと考えております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これまでご説明させていただきました議事の 1 番目から議事の 4 番目につきまして、ご質問、またはご意見などありましたら、お受けしたいと思います。

ご質問のある方は挙手をしていただければ係の者がマイクをお持ちしますので、よろしく願いたします。

○西村事業第二課長（北海道医師会） 北海道医師会の西村です。1 点確認というか、どうなんだろうかとこののがありまして、お聞きします。北電さんの施設設備の保守点検担当の方々の技術や技能の継承というのは、どれぐらいうまくいってるんでしょうか。と言いますのは、材質とか、その組み



合わせとか、技術的なものも、もちろんマニュアル化されているかと思いますが、技能的なもの、マニュアルに書けないものですね、その人が持っているスキルをきちっと継承されているのでしょうか。

○米岡リーダー（北海道電力工務部系統運用グループ） 北海道電力でございます。いま、おっしゃられたとおり、マニュアルで継承しているのはもちろんでございますけれども、職場の OJT、職場の先輩方から後輩方に、例えばパトロールに行くときに、その中で、火力機のこういう異音があったら危ないとか、そういうような検証を行うとともに、あとは研修所がございますので、研修所において、そういう技術の継承等も行っております。

○司会 よろしいでしょうか。

○西村事業第二課長（北海道医師会） ありがとうございます。ちょっと不安だったものですから。いろいろな現場で、皆さん、いろいろなご経験をされていると思うのですが、なかなか思いが伝わらないということがあるものですから、そこをうまくやっていると、多分、材質の劣化だとか、それ以外に組み合わせの問題だとか、やり方の問題で、発電所が止まってしまうと大変なことになるので、それだけ心配だったものですから。

○米岡リーダー（北海道電力工務部系統運用グループ） ありがとうございます。やはり現場の、文字に落として、そういう技術の継承というのはもちろんあるんですけれども、現場の機器を見ながら、その周りの音や何かを聞きながら技術を継承するというのが一番大事だと思ってございますので、引き続き設備保全に取り組みさせていただきます。

○司会 その他ご質問、ご意見等でも構いませんので、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

よろしかったですか？ もし無いということであれば、これで質疑応答の時間を終わらせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

これで、本日予定しておりました全ての議事が終了いたしました。

閉会するに当たりまして、北海道経済部 環境エネルギー室の阿部室長からご挨拶申し上げます。

○阿部室長（北海道経済部 環境・エネルギー室） 北海道経済部 環境・エネルギー室の阿部でございます。閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

震災以降、電力需給安定に向けまして、オール北海道で節電対策に取り組んでまいりましたけれども、全国的に一定の予備率が確保されたということで、この夏は国からの節電要請は見送られました。本日、いろいろと情報交換したところでございますけれども、節電は電力需給の安定のために欠かせないものであり、定着節電として見込まれた分を着実に実施していくことが大切でございます。

また、地球温暖化対策を進めていく上でも、「日本の約束草案」や「パリ協定」を踏まえ、節電や省エネの取組は重要でございます。この夏も、皆様と協力いたしまして、無理の無い範囲で節電と省エネの取組を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

これもちまして、平成 28 年度第 2 回北海道地域電力需給連絡会を終わらせていただきます。

議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございます。

（了）